



金 沢 市 公 報

号外第13号の5

令和8年(2026年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

●規 則

- 金沢市税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則 (市民税課) 1

ページ

●告 示

- 金沢市軽自動車税環境性能割減免要綱の廃止について (資産税課) 2

規 則

金沢市税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第37号

金沢市税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則

(金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市税賦課徴収条例施行規則(昭和35年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第21号中「第463条の25」を「第458条」に改める。

第6条の2第1項中「第463条の24第2項」を「第457条第2項」に改める。

第8条の2(見出しを含む。)中「の種別割」を削る。

第9条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1号中「軽自動車税(種別割)納税通知書」を「軽自動車税納税通知書」に改める。

第5号様式中「の種別割」を削る。

第25号様式その3の備考第2項中「(種別割)」を削る。

第42号様式その1(表)及びその2(表)中「(種別割)」を削る。

(金沢市公印規則の一部改正)

第2条 金沢市公印規則(昭和50年規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表工の表税務事務用市長印の項及び別表オの表税務事務用市長職務代理者印の項中「車検用軽自動車税(種別割)納税証明書」を「車検用軽自動車税納税証明書」に改める。

(金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部改正)

第3条 金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則(平成27年規則第68号)の一部を次のように改正する。

第10条第3号中「第463条の23の種別割」を「第456条の軽自動車税」に改め、「及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第2条の規定による改正前の地方税法第454条の軽自動車税の減免に関する事務」を削る。

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の金沢市税賦課徴収条例施行規則(以下「旧規則」という。)第5号様式、第25号様式その3及び第42号様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- この規則の施行の日前に交付された旧規則の規定による督促状等は、第1条の規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。
- 地方税法の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)附則第15条第4項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の地方税法第463条の23の種別割の減免に関する事務についての第3条の

規定による改正後の金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則第10条第3号の規定の適用については、同号中「地方税法第456条の軽自動車税」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第15条第4項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の地方税法第463条の23の種別割」とする。

告 示

●金沢市告示第83号

金沢市軽自動車税環境性能割減免要綱（令和元年告示第141号）は、廃止する。

令和8年3月31日

金沢市長 村 山 卓

附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の環境性能割の減免については、なお従前の例による。

令和8年(2026年)3月31日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄